

令和7年度 臨時の任用職員（事務）募集要項
大島支庁農林水産部農政普及課

職務内容	<p>1 奄美群島農政推進協議会の事務に関すること 2 共生・協働の農村づくり運動及びグリーン・ツーリズムに関すること 3 農業協同組合・農業共済組合・農業組合法人の指導に関すること 4 大島地区農林技術協会に関すること 5 農業統計及び農業情報に関すること</p> <p>・県の一般行政職員として臨時に雇用するものです。</p>
募集人員	1人
募集対象	<p>以下の条件を満たしている方</p> <p>1 基本的なパソコン操作(エクセル、ワードまたは一太郎)が可能な方 2 普通自動車免許を有する者</p> <p>なお、以下に該当する方は、応募できませんので御了承ください。</p> <p>(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 鹿児島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>
勤務条件等	<p>1 勤務時間 原則として、土日・祝日を除く、月～金曜日の8時30分から17時15分 (休憩時間12時～13時) ※ 所属長が業務上必要と認めた場合、超過勤務を命じ、時間外勤務が生じことがあります。</p> <p>2 休暇 年次有給休暇、特別休暇が付与されます。</p> <p>3 給与 給与は、鹿児島県職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。 基準となる給料月額は「184,400円」で、職務経験等のある場合には、この額に一定の基準で加算があります。</p> <p>4 諸手当 時間外勤務、休日給を支給します。 通勤手当、期末手当、勤勉手当、特地勤務手当等の諸手当については、それぞれの支給要件に応じて支給します。</p>
勤務地	奄美市名瀬永田町17-3 大島支庁農林水産部農政普及課
任用期間	令和7年10月1日から令和8年3月31日まで ※ 業務遂行能力等の実証を踏まえ、更新の可能性あり
加入保険	地方職員共済組合等（雇用保険は原則適用されません）
応募方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市販の履歴書（写真貼付、学歴及び職歴、志望動機を明記）により、下記宛先まで持参又は郵送にて提出してください。（応募期間：令和7年9月18日（木）まで） ※ 郵送の場合も、令和7年9月18日（木）必着とします。 ・書類選考の上、面接日時等を連絡します。 ・応募期間にかかわらず、募集を締め切らせていただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

	<ul style="list-style-type: none">選考の経過などについての問い合わせには応じられないものがありますので、あらかじめ御了承ください。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none">いただいた応募に関する個人情報は、本募集・採用に関することにのみ使用し、応募の秘密については厳守します。地方公務員法第22条の3に規定する臨時の任用職員として採用します。原則、敷地内禁煙です。(喫煙は、特定屋外喫煙場所のみ可能です。)

問合せ先
〒894-8501
奄美市名瀬永田町17-3
大島支庁農林水産部農政普及課
担当 大六野
TEL 0997-57-7269 (直通)